

香川県条例第58号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般の退職手当) 第2条の4 略	(一般の退職手当) 第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
(退職手当の調整額) 第4条の10 略	(退職手当の調整額) 第4条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月額が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。
(1) 第1号区分 <u>65,000円</u> (2) 第2号区分 <u>59,550円</u> (3) 第3号区分 <u>54,150円</u> (4) 第4号区分 <u>43,350円</u> (5) 第5号区分 <u>32,500円</u>	(1) 第1号区分 <u>5万円</u> (2) 第2号区分 <u>45,800円</u> (3) 第3号区分 <u>41,700円</u> (4) 第4号区分 <u>33,350円</u> (5) 第5号区分 <u>25,000円</u>

(6) 第6号区分 27,100円
(7) 第7号区分 21,700円
(8) 略

2 略

3 略

4 略

(1) 退職した者（第5号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）
のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらず
にその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでそ
の勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額
の2分の1に相当する額

(2) 略

(3) 退職した者のうち自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以
下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 略

(5) 略

5 略

(6) 第6号区分 20,850円
(7) 第7号区分 16,700円
(8) 第8号区分 0

2 略

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級
その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規
則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかか
わらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者（第6号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）
のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらず
にその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでそ
の勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又
は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7
号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算
した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年
以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当す
る額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0の
もの 0

(4) 退職した者のうち自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以
下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 退職した者のうち自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの
0

(6) 退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第
5号）第3条の2に規定する給料月額に相当する額の者その他これに類
する者として規則で定めるもの 第3条から第4条の4まで及び第4条
の7から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6
に相当する額

5 略

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。